

固定資産税とは？

固定資産税とは、土地や家屋(住宅)、有形償却資産を所有しているというだけで納付する必要のある税金になります。

税金には、国に納付する「国税」と、地方自治体に納付する「地方税」がありますが、固定資産税は「地方税」になります。

固定資産税は基本的に、1月1日に固定資産を保有している(登録している)人がその年度の納税義務者となり、4月、7月、12月、2月中に1期分(3か月分づつ)納付します。

所得税や法人税などと違い、申告の必要はなく「普通徴収」という徴収形態で税金が徴収されます。

「普通徴収」とは、地方自治体が課税標準に税率を乗じた納付税額を計算し、納税義務者にその金額の掲載された納税通知書を送り、その通知に従って税金を納付するシステムを言います。

通常、固定資産税の納税義務者には、自動的に納税通知書が届くわけです。

※ただし土地と家屋以外の償却資産については、毎年1月31日までに自治体に償却資産を取得したことを申告する必要があります。(税金の計算と納税通知は土地家屋と同様に納税通知が来ます)

税率は地方自治体が自由に設定することができますが、標準税率が「1.4%」と

定められており、ほとんどの自治体がこの税率を採用しています。

この税率を課税標準にかけることで税額を計算します。